

第 1 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成30年1月4日(木)

開会 午後3時00分

閉会 午後3時50分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 14名

4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	6	力武 正光	○	11	岸本 熊一	○
2	池田 良一	○	7	中島 徳雄	○	12	相良 安夫	○
3	福田 義晴	○	8	西山 哲	○	13	田代 三義	○
4	松尾 梨香	○	9	吉村 幸夫	○	14	山口 光壽	○
5	江向 信夫	○	10	前田 節朗	○			

議事録署名者 2番 池田 良一

8番 西山 哲

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡 猛彦	農地係	松林 豊
農地係	犬塚 貴博		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第1号	農地法第5条の申請について	(4件)
議案 第2号	農地法第4条の申請について	(3件)
議案 第3号	農地法第3条の申請について	(11件)
議案 第4号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 16件) (農地中間管理事業 1件)	
議案 第5号	農用地利用配分計画の承認について	(1件)

8. 報告事項

報告 第1号	農地法第18条第6項通知の受理について	(3件)
報告 第2号	農地の形質変更届出について	(2件)
報告 第3号	農地の形質変更工事計画変更届出について	(3件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。 (挨拶)																														
議長	<p>それでは、ただいまより第1回農業委員会会議を開会します。 本日の会議は全員出席で欠席者はありません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は2番 池田 委員、8番 西山 委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、5つです。</p> <table border="0" data-bbox="359 918 1420 1355"> <tr> <td>議案第1号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第2号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第3号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td>議案第4号</td> <td>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用権設定 通年</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>農地中間管理事業</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第5号</td> <td>農用地利用配分計画の承認について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、3つです。</p> <table border="0" data-bbox="359 1556 1420 1736"> <tr> <td>報告第1号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>報告第2号</td> <td>農地の形質変更届出について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>報告第3号</td> <td>農地の形質変更工事計画変更届出</td> <td>3件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第1号	農地法第5条の申請について	4件	議案第2号	農地法第4条の申請について	3件	議案第3号	農地法第3条の申請について	11件	議案第4号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について	16件		利用権設定 通年	16件		農地中間管理事業	1件	議案第5号	農用地利用配分計画の承認について	1件	報告第1号	農地法第18条第6項通知の受理について	3件	報告第2号	農地の形質変更届出について	2件	報告第3号	農地の形質変更工事計画変更届出	3件
議案第1号	農地法第5条の申請について	4件																													
議案第2号	農地法第4条の申請について	3件																													
議案第3号	農地法第3条の申請について	11件																													
議案第4号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について	16件																													
	利用権設定 通年	16件																													
	農地中間管理事業	1件																													
議案第5号	農用地利用配分計画の承認について	1件																													
報告第1号	農地法第18条第6項通知の受理について	3件																													
報告第2号	農地の形質変更届出について	2件																													
報告第3号	農地の形質変更工事計画変更届出	3件																													
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>																														

事務局	<p>議案第1号 農地法第5条の申請4件について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、1番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページになります。</p> <p>申請地は、大川町川西地区です。</p> <p>借受人が、太陽光パネルを設置するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、2番になります。</p> <p>図面は、案内図が4ページ、字図が5ページ、土地利用計画図が6ページ、断面図が7ページになります。</p> <p>申請地は、南波多町大川原地区です。</p> <p>譲受人が、駐車場及び多目的広場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第1種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のイの(ア)のb、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の</p>
-----	---

事務局	<p>日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、3番になります。</p> <p>図面は、案内図が8ページ、字図が9ページ、土地利用計画図が10ページ、平面図が11ページになります。</p> <p>申請地は、立花町渚地区です。</p> <p>借受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、4番になります。</p> <p>図面は、案内図が12ページ、字図が13ページ、土地利用計画図が14ページ、平面図が15ページになります。</p> <p>申請地は、大川内町福野地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討した</p>
-----	--

事務局	<p>が該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第1号 農地法第5条の申請4件については以上です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条1番については、〇〇番〇〇委員が申請人である事案となりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは、第5条1番について、隣接地区の7番委員から説明をお願いします。</p> <p>〇〇番〇〇委員は退席をお願いします。</p>
7番委員	<p>〇〇委員が申請人の為、私が現地確認に行きました。</p> <p>9月3日に現地の確認をしました。〇〇さんの家の前の畑なんですけど、今の現状梨畑なんですけど、これを伐採して太陽光を設置される予定です。それで、全部現地見て回ってですね、排水をどこに流すとか、お聞きして別に問題ないだろうという事で判を押しました。よろしく審議をお願いします。</p>
議長	<p>1番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、〇〇番〇〇委員に着席していただき審議を再開いたします。</p> <p>続きまして、2番について担当委員から説明をお願いします。</p>
10番委員	<p>多目的広場を作るという事で申請が上がっています。この場所は以前に、昨年でしたね、申請地の隣接地を駐車場にするという事で許可をお願いしています。</p> <p>その隣に、水田がありまして、1枚全部埋め立てて駐車場や運動</p>

10 番委員	広場を作りたい。という事でございました。そういう事で現地確認もしましたし、別に問題はないという事で印鑑を押しております。よろしくお願ひします。
議長	2 番について、御意見、御質問はございませぬか。 <なし> 続きまして、3 番について担当委員から説明をお願ひします。
9 番委員	場所は農道の下です。隣接関係は、市道や里道で囲まれています。私が病院にいたものですから、〇〇〇〇さんがお見えになって判を貰えませぬかと来られましたが、ちょっと待って下さいと言ひまして、生産組合長さんに電話を入れて、この状況を聞いたんですが、一応、問題ないという事でした。ここは20年くらい前から石崖をして畑になっていたみたいです。退院してから私も確認に行きました。近くの方にもお話を聞きして問題ないだろうという事で、私も判を押しました。他には何も問題はなかつたと思ひますので一つ審議お願ひします。
議長	3 番について、御意見、御質問はございませぬか。 <なし> 続きまして、4 番について担当委員から説明をお願ひします。
5 番委員	以前に隣の土地につきましては審議して頂きまして、今現在、家が出来ております。 その残地が畑だったんですが、その畑の分を〇〇さんが売るといふ事で〇〇〇〇〇〇から見えになりまして、確認をよろしくお願ひしますとの事でした。現地を確認いたしまして、なにも問題ないという所でしたので署名、捺印をさせて頂きましたのでよろしくご審議下さい。
議長	4 番について、御意見、御質問はございませぬか。 <なし> 無いようですので、議案第1号 農地法第5条の申請4件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達

議長	<p>します。</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第4条の申請3件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第4条の申請3件について御説明します。</p> <p>議案の2ページ、1番になります。</p> <p>図面は、案内図が16ページ、字図が17ページ、土地利用計画図が18ページ、断面図が19ページ、20ページ、平面図が21ページになります。</p> <p>申請地は、二里町大里地区です。</p> <p>申請人が、共同住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のオの(ア)のb、第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることに該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のオの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、2番になります。</p> <p>図面は、案内図が22ページ、字図が23ページ、土地利用計画図が24ページになります。</p>

事務局	<p>申請地は、二里町東八谷搦地区です。</p> <p>申請人が、貸駐車場を設置するための申請です。</p> <p>なお、申請人が既に貸駐車場として利用していたことについて始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、3番になります。</p> <p>図面は、案内図が25ページ、字図が26ページ、土地利用計画図が27ページ、平面図が28ページになります。</p> <p>申請地は、二里町大里地区です。</p> <p>申請人が、共同住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(a)、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしているに該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第2号 農地法第4条の申請については以上3件です。</p>
議長	<p>それでは、1番について担当委員から説明をお願いします。</p>
2番委員	<p>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北側です。申請地の北側隣接に水田がありまして、その隣接者の許可をもらえれば良いと思うと話をしたところ、隣接者と協議をされまして、住宅を少し南側に移動し</p>

2番委員	日照権の問題もなくなりましたので、隣接者の許可ももらえました、区長さん等の印鑑ももらいました。と来られましたので私も問題ないと承諾しました。審議の程よろしく申し上げます。
議長	1番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、2番について担当委員から説明をお願いします。
2番委員	〇〇〇〇〇の裏ですね。ここは20年程前から駐車場にしていたようです。問題ありませんと言う事で区長さん、生産組合長さんの印鑑もありました。私も問題ないと思いますのでハンコを打ちました。審議の程よろしく申し上げます。
議長	2番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、3番について担当委員から説明をお願いします。
2番委員	ここは古い家を買われていて、そこに共同住宅を建てようとして調べてみると、ちょっとだけ畑が住宅の中に入っていたようです。43㎡くらいで荒れていたもので問題ないと思います。区長さん、生産組合長さんの印鑑もありましたので承諾しました。審議宜しく申し上げます。
議長	3番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、議案第2号 農地法第4条の申請3件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第3号 農地法第3条の申請になりますが、9番につきましては、〇〇番〇〇委員が申請人である事案となります。 農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします

議長	<p>す。関係議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは、まず9番について事務局から説明をお願いします。</p> <p>〇〇番〇〇委員は退席をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号 農地法第3条の申請9番について説明します。</p> <p>議案は5ページになります。</p> <p>申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請9番についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請9番について、議案の5ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p>＜なし＞</p> <p>無いようですので、〇〇番〇〇委員に着席していただき審議を再開いたします。</p> <p>続きまして、9番を除く1番から11番にうつります。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号 農地法第3条の申請9番を除く1番から11番について説明します。</p> <p>議案は3ページから5ページになります。</p> <p>申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請</p>

<p>議長</p>	<p>については、一括審議となっておりますので、議案の3ページから5ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p>＜なし＞</p> <p>無いようですので、議案第3号農地法第3条の申請11件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第4号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年16件について、御説明します。議案の6ページ、7ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が16名、貸付人が13名で、面積は、田が58,958㎡、畑が4,868㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を8～15ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上16件です。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第4号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年16件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>＜なし＞</p> <p>無いようですので、議案第4号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年16件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強</p>

議長	<p>化促進事業]の農地中間管理事業について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業1件について御説明いたします。</p> <p>議案は16ページになります。</p> <p>農用地利用集積計画書を17ページに掲げております。農業公社への利用権設定、貸付となっております、面積、田が965㎡、貸付人は1名となっております。期間は5年となっております。</p> <p>農地中間管理事業については、以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、議案第4号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業1件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第4号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業1件については、申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第5号 農用地利用配分計画の承認について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第5号 農用地利用配分計画の承認について御説明いたします。</p> <p>議案は18ページになります。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用配分計画の作成について、同法第19条第3項の規定により、伊万里市長から承認を求められたので、この案を提出することとなっております。先程、農業公社へ利用権設定を行ったものを、借受者1名が借り受けることとなっております。詳細は、19ページになります。</p>

事務局	農用地利用配分計画の承認については以上1件です。
議長	<p>議案第5号 農用地利用配分計画の承認について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第5号 農用地利用配分計画の承認については承認を戴きました。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号農地法第18条第6項通知の受理3件について御説明します。</p> <p>議案は20ページを御覧ください。</p> <p>1番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は耕作者を探される予定です。</p> <p>2番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は耕作者を探される予定です。</p> <p>3番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は利用権を今回上程しております。</p> <p>報告第1号については以上3件です。</p>
議長	<p>報告第1号 農地法第18条第6項通知の受理3件について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p>

議長	<p>分をこの土地に持ってきて仕上げるという事です。この山はこの申請者の山であります。</p> <p>区長さん、生産組合長さん、いろいろな方にお聞きしましたが、全て近くの方々が了解をされております。審議の程よろしく願いします。</p>
議長	<p>1番について、御質問はございませんか。</p> <p>＜なし＞</p> <p>それでは、2番について担当委員から説明をお願いします。</p>
14番委員	<p>場所はここら一帯が湿田で機械がねりこむ様なところですので、公共工事とか工事用の残土で嵩上げして畑を作るという事なんですけど、申請者の〇〇〇〇さんは以前にですね、地図の申請地と書いてあるところのちょっと上に農地を持っていらっしゃるんですが、そこも嵩上げして立派に畑を作っておられます。〇〇〇〇さんは農地を荒らす人ではありませんのでなんの心配もないと思ひまして、隣接者、生産組合長、区長の承諾印もありましたので私も許可しました。以上です。</p>
議長	<p>2番について、御質問はございませんか。</p> <p>＜なし＞</p> <p>無いようですので、続きまして報告第3号 農地の形質変更工事計画変更届出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第3号 農地の形質変更工事計画変更届出について御説明します。</p> <p>議案の22ページ、1番と2番になります。</p> <p>申請地は二里町金武地区です。</p> <p>嵩上げに使用する盛土が本年度中に確保できるようになったため、工事期間を変更するための届出です。工事計画及び工事施工業者の変更はありません。</p>

事務局	<p>続きまして、議案の 22 ページ、3 番になります。</p> <p>申請地は南波多町府招地区です。</p> <p>残土が不足しているため、工事期間を延長するための届出です。</p> <p>工事計画は変更なしですが、工事施工業者が変更になります。</p> <p>報告第 3 号については以上 3 件です。</p>
議長	<p>報告第 3 号 農地の形質変更工事計画変更届出 3 件について御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで、第 1 回の農業委員会会議を閉会します。</p>
	<p><<<議事終了>>></p>